

特集-5

コンプライアンス違反と再発防止に向けて あずり 阿摺水力発電所における 無許可工事などの概要と対応

中部電力は、阿摺水力発電所(4,800kW 豊田市大河原町銚子)において実施した配管撤去工事について、本来必要な監督官庁への事前相談を行わないまま工事を実施したことに気がつきましたが、監督官庁に対して当該工事実施の報告をせず、撤去した配管類を元に戻す復旧工事を実施していました。

また、復旧工事の実施にあたっては、架空件名を立て、不適切な方法により工事費用を捻出していました。

このような事態を発生させたことにつきまして、お客さまをはじめ、中部電力を信頼し、支援して下さる皆さまに心より深くお詫び申し上げます。

中部電力は、再発防止策を徹底したうえで、従業員一人ひとりがお客さまから安心、信頼していただける事業活動に全力をあげて取り組んでいきます。

ここでは、本件の概要と再発防止の取り組みについてご報告いたします。

匿名の通報による発覚

2010年6月、豊橋河川事務所に「阿摺水力発電所において冷却水配管類の工事が申請手続きをせず実施された」との匿名の通報が入り、同事務所から、確認の問い合わせを受けたことにより本件が判明いたしました。

阿摺水力発電所 無許可工事などの概要

■事前相談なしでの工事実施

水力発電施設で工事を実施する場合は、工事に係る河川法の申請の要否について、河川事務所に事前相談を行うことになっています。

2008年6月、当社は、阿摺水力発電所の2号水車軸受の改修工事(水車軸受の取替と、それに付随して不要となる冷却水配管類の撤去)にあたり、豊橋河川事務所に対し、河川法に基づく申請手続き要否について事前相談を行いました。

当時、担当部門においては、主たる軸受の取替工事の事前相談を行えば、それに付随する冷却水配管類の撤去工事についての事前相談は不要であると誤って認識していました。

そのため、付随する冷却水配管類の撤去工事について事前説明を行わなかった結果、河川事務所からは申請手続きは不要と判断されました。

■架空件名による工事費用の捻出と隠ぺい工事

本改修工事は、2008年10月に開始し2009年3月に完工しましたが、2009年9月、別の水力発電所改修工事における申請手続き不備事象の対応※の中で、河川事務所から「河川水が流れる配管類の改築には事前相談が必要である」という指摘を受け、冷却水配管類の撤去工事について河川事務所に事前相談していないことに気がつきました。

ところが、当社は、新たに発覚した無許可工事(冷却水配管類の撤去工事)について河川事務所に報告・相談せずに、事実を隠したまま架空の件名を立てて工事費用を捻出し、配管類を元の状態に戻す復旧工事を行いました(2009年10月着工、11月完工)。

※申請手続き不備事象の対応:真弓水力発電所(豊田市川手町シタシロ)の入口弁(水車へ水を送る設備)取替工事において、操作方法の仕様変更(水圧式→油圧式)に伴い操作用水が不要となることに関し、河川法の申請の要否についての事前相談を行わないまま工事を実施していたことが判明した。

本件に対し、当社は、豊橋河川事務所より受領した再発防止に向けた指示書に基づき、是正計画をとりまとめて提出した。

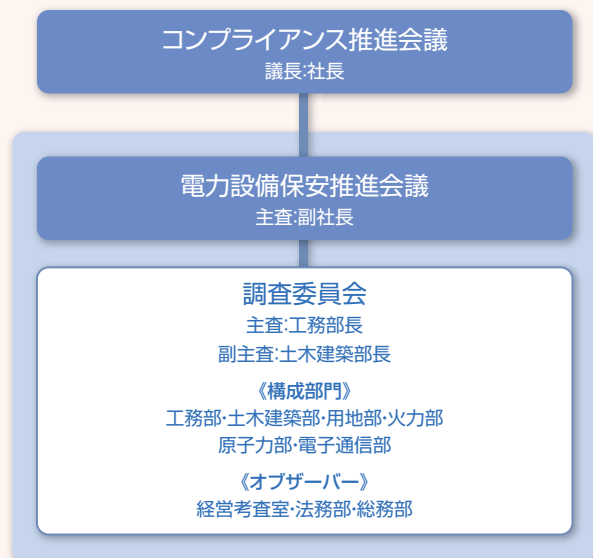
類似事象の調査結果

2010年1月、越戸水力発電所(9,200kW 豊田市平戸橋町字岩波)で実施した発電機冷却水配管へのドレン配管追加工事について、豊橋河川事務所へ事前相談を行っていましたが、未実施であると誤って認識していたことから、阿摺水力発電所の事案にならって、当該工事実施の報告および所定の事前相談を行わないまま復旧工事(配管の撤去)を実施した事象がありました。

再発防止策の策定と展開

本件発覚後、「コンプライアンス推進会議」の下部機関である「電力設備保安推進会議」に調査委員会を設け、無許可工事などの経緯とその原因の詳細調査および他の類似する不適切な取り扱いの有無についての調査ならびに再発防止策の策定と実施を行いました。

調査委員会の体制図



再発防止策の策定と実施

業務実施方法の改善や河川法教育の充実など、下記の対策を着実に実施することといたしました。

- 工事説明資料の改善
- 関係部署間の連携強化
- 水利使用規則※の教育強化
- 水利使用規則改正時の周知方法の見直し

これらの対策の有効性については、「電力設備保安推進会議」で検証しており、今後も継続して、これらの対策に取り組んでいきます。

※水利使用規則: 水利使用に係る許可内容・許可条件等を付した規則。

その他のコンプライアンス違反事例

計量器の検定有効期間満了時における不適切な業務処理について

2011年1月に、長野支店松本営業所において、2004年3月から2006年12月までの間、高圧で受電している一部のお客さまの電気の使用量を計測するための計量器を、「計量法」で定められた検定有効期限を超過したまま使用していた不適切な業務処理が67件あったことが判明しました。(期限超過期間: 最大で6年10カ月)

計量器の取替工事にあたり、停電交渉・工事調整を行って行く中で、停電のご了解がいただけなかったお客さまについて、実際の取替工事を行っていないにもかかわらず、検定有効期間内に計量器取替を実施したこととしてシステム処理のみを行って

職場での意識向上

本件が発生した原因には、コンプライアンスに対する一人ひとりの意識の甘さ、管理職の意識の欠如、疑念の声を活かせない職場風土があげられます。

このため、当社は本件を受けて、トップメッセージの発信、全従業員を対象としたディスカッション用教材(冊子)の作成と各職場でのディスカッション活動の展開、階層別教育を実施しました。

今回のこのような事象が二度と繰り返されることのないよう、社外の弁護士などもメンバーとなっている「コンプライアンス推進会議」のもと、行動チェックポイント「4つの問いかけ」に基づき、個人の意識向上、組織風土の改善、組織体質の改善を図り、信頼を損なうような誤った判断・行為の撲滅を目指し、再発防止策のさらなる改善を図っていきます。

行動チェックポイント「4つの問いかけ」

コンプライアンスに則った判断・行動を行うためのポイントを端的かつ明確に示しています。

各自がコンプライアンスの判断に迷った場合にセルフチェックすることができます。

- あなたの行動は、自分の良心に従っていますか?
- あなたの行動は、社会の良識にかなっていますか?
- あなたは、周囲のコンプライアンス違反に目をつぶっていませんか?
- あなたの行動は、周りの人に堂々と話せますか?